

1 【20-1-1 離婚請求事件 基本型（離婚原因の存否、認容例）】

2 平成27年×月×日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

3 平成26年(家ホ)第××号 離婚請求事件

4 口頭弁論終結の日 平成27年×月×日

5 判 決

6 本籍 A県B市C町××番地

7 住所 A県B市D町×丁目×番×号

8 原告 甲 野花子

9 同訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

10 本籍 原告と同じ

11 住所 A県B市C町×番×号

12 被告 甲 野太郎

13 同訴訟代理人弁護士 △ △ △ △

14 主文

15 1 原告と被告とを離婚する。

16 2 訴訟費用は被告の負担とする。

17 事実及び理由

18 第1 請求

19 主文同旨

20 第2 事案の概要

21 1 事案の要旨

22 本件は、原告が、夫である被告に対し、原告と被告との間の婚姻関係は被告
23 の暴力、暴言等により破綻しており、婚姻を継続し難い重大な事由があると主
24 張して、民法770条1項5号に基づき離婚を求めた事案である。

25 2 前提事実（末尾に証拠等を示す。）【注1】

1 (1) 原告（昭和45年8月生）と被告（昭和50年1月生）は、平成14年1
2 1月22日に婚姻した。両者の間に子はない。（甲1）

3 (2) 原告は、遅くとも平成23年2月1日頃に、自宅を出て以来、被告と別居
4 している（弁論の全趣旨）。

5 3 争点及びこれに関する当事者の主張

6 婚姻を継続し難い重大な事由の存否 【注2】【注3】

7 (原告の主張)

8 (1) 被告は、平成18年に退職した後、当初デイトレードで収入を得ていた
9 が、その後収入が全く得られなくなった。

10 (2) 被告は、勤めに出ないことを原告から指摘されたり、気にいらないことが
11 あったりすると、原告に対し、暴言を吐いたり、暴力を振るったりするよう
12 になり、平成21年頃からその頻度は増え、態様も激化していった。

13 被告は、平成23年1月19日、原告の腰を蹴って腰部打撲の傷害を負わ
14 せ、これにより、原告は同月21日まで入院した。さらに、被告は、同月2
15 9日、些細なことで原告を怒鳴り、原告の頭を殴った。原告は、翌月1日
16 頃、身の危険を感じて実家に戻り、以来、現在まで被告と別居している。

17 (3) 以上によれば、原告と被告との間の婚姻関係は、被告の暴力、暴言等によ
18 り破綻しており、婚姻を継続し難い重大な事由がある。

19 (被告の主張)

20 (1) 原告の主張(1)及び(2)のうち、被告が平成18年に退職したこと、現在は別
21 居していることは認め、その余は否認する。原告は、被告から暴力を振るわ
22 れた旨主張しながら、被害届も出さず、告訴もしていない。原告は、柔道の
23 有段者であり、被告が自分より強者である原告に暴力をふるうことではない。

24 (2) 原告の主張(3)は争う。原告主張の離婚原因はなく、夫婦関係は十分に修復
25 可能である。

26 第3 当裁判所の判断

1 1 認定事実 【注 4】

2 前記前提事実に加え、証拠（後記のものほか、甲 7、乙 9、原告本人、被告
3 本人。以下、枝番は省略する。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認
4 められる。

5 (1) 原告と被告は、平成 14 年 11 月 22 日に婚姻した。

6 被告は、婚姻当初は就職していたが、平成 18 年 12 月に退職し、以後現
7 在まで、無職である。なお、被告は、退職当初はデイトレードで収入を得て
8 いたが、平成 21 年頃から収入を得られなくなった。被告は、平成 22 年
9 頃、双極性障害と診断された。

10 (2) 被告は、遅くとも平成 19 年頃から、原告との口論の際、原告に対し、
11 「出て行け」などと暴言を吐き、手を挙げるようになった。また、平成 21
12 年頃からは、口論の頻度も増え、1か月に二、三回の割合になっていた。

13 (3) 被告は、平成 22 年 7 月 27 日、口論の際、原告の左眼付近を殴った。

14 (4) 被告は、同年 10 月 18 日、路上で口論となつた際、原告の顔を殴った。

15 原告は、上記暴力について、後日、警察署に相談した。（甲 3 ないし 5）
16 もっとも、原告は、被告の暴力について被害届の提出や告訴まではしてお
17 らず、平成 21 年以降も、被告と 2 人で食事に行ったり登山に行ったりする
18 ことも多かった（乙 1、2、5、7、10）。

19 (5) 被告は、平成 23 年 1 月 19 日、原告と外食後、些細なことから口論とな
20 り、原告の腰を後ろから蹴った。原告は、痛みで動けなくなり、救急車で病
21 院に搬送されて腰部打撲と診断され、同月 21 日まで入院した。（甲 5、乙
22 14）

23 (6) 被告は、同月 29 日、深酒をして帰宅した原告に対し、些細なことで激怒
24 し、原告の頭を殴った。原告は、翌日、警察署に行き、そのまま自宅には戻
25 らず、以後、現在まで被告と別居している。（甲 3、4）

26 (事実認定の補足説明)

1 被告は、原告主張の暴力等を否認する。しかし、原告が被告との離婚等を考える前から被告による暴力について警察署に相談していること（甲3、4），
2 原告が救急車で病院に搬送された記録や診断書（甲5）もあるところ、少なくとも上記認定の限度では、原告の供述部分は基本的に信用でき、これに反する被告の供述等は信用できない。

3
4
5
6 2 離婚請求について

7 上記認定事実及び原告本人の供述によれば、原告は、遅くとも平成22年以降、被告による暴力が繰り返されることに悩むようになっていたところ、その後、夫婦関係が良好な時期もあったものの、平成23年1月、被告から10日間に2度にわたり暴力を受けたことを契機として、もはや我慢の限界を超えてしまい、被告との婚姻関係を継続することはないと判断し、別居を開始したと認められる。原告がこのようにして離婚の決意を固めた経緯については十分に理解できるものであるし、原告本人の供述によれば、その離婚意思は固いと認められる。

8 他方、被告は、被告による暴力を否定しつつ、今後原告とカップルカウンセリングに行くことも考えているし、円満にやり直すことも可能であるなどと供述する（被告本人）。しかし、上記認定事実のとおりの暴力を否定し、むしろ原告には認知の問題があるなどと原告を非難する被告の態度（被告本人）を踏まえると、カップルカウンセリングを受けるなどしても、その効果は期待できず、原告との信頼関係を回復することは不可能であると考えられる。

9 以上に加え、別居期間が4年に及ぶことなどを総合すると、原告と被告との婚姻関係はもはや修復ができないほど破綻しているというべきであり、原告と被告との間には婚姻を継続し難い重大な事由がある。

10
11
12
13
14 3 よって、原告の請求は理由があるから認容する。

15 A家庭裁判所B支部

16 裁判官 ○ ○ ○ ○

1 【注 1】 人事訴訟では自白が成立せず、証拠による認定を要するため（人訴法 19 条 1
2 項）、「争いのない事実」とは記載しない。

3 【注 2】 婚姻を継続し難い重大な事由の意義（双方に婚姻共同生活継続の意思がない
4 か、

5 客観的にみて婚姻共同生活の修復が著しく困難であること）、判断要素（別居期間の長
6 短、別居直前の被告の有責行為等）につき、秋武憲一ほかリーガル・プログレッシブ・
7 シリーズ「離婚調停・離婚訴訟（改訂版）」（青林書院。以下「LPS離婚訴訟」とい
8 う。）64 頁以下、同 116 頁以下、松原正明「人事訴訟の実務」（新日本法規。以下
9 「松原実務」という。）249 頁以下参照。

10 【注 3】 判決に記載すべき主張の内容・程度につき、民訴法 253 条 2 項、秋山幹男ほ
11 か「コンメンタール民事訴訟法 V」189 頁以下、法曹会「民事判決書の新しい様式に
12 ついて」80 頁等参照。

13 【注 4】 破綻の有無の判断に要する事実認定の程度につき、安倍嘉人「控訴審からみた
14 人事訴訟事件」（家裁月報 60 卷 5 号。以下「安倍論文」という。）12 頁以下、伊藤
15 由紀子「人事訴訟－停滞させないためのヒント」（家裁月報 65 卷 7 号）13 頁以下、
16 48 頁各参照。

17

18

【 20-1-2 離婚請求事件 離婚原因の存否（棄却例）】

〈略〉

主文

- 原告の請求を棄却する。
 - 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

8 第1 請求

原告と被告とを離婚する。

10 第2 事案の概要

1 事業の要旨

12 本件は、原告が、妻である被告に対し、民法770条1項5号に基づく離婚
13 を求めた事件である。

14 2 前提事実

- 15 (1) 原告は、昭和35年3月1日生まれの男性であり、被告は、昭和32年1
16 0月17日生まれの女性である（戸籍全部事項証明書）。

17 (2) 原告と被告は、昭和61年5月18日に婚姻し、昭和63年8月25日に
18 長女○○をもうけた（戸籍全部事項証明書）。

19 (3) 原告は、平成24年12月2日に家を出て、以後、被告と別居生活を続け
20 ている（甲1、乙10、原告本人、被告本人）。

21 3 争点

22 原被告間に婚姻を継続し難い重大な事由があるか

(原告の主張)

24 (1) 原告に対する侮辱・侮辱

被告は、結婚当初から、原告に対して「甲斐性がない」等と文句を言い、財産管理等の全てを独断で行った。そして、被告は、原告が財産管理に関し

て意見を言うと、これに反対するばかりか、「そんなことだからお金が貯まらないのよ。」等と嘲笑って無視し、物品の購入についてさえ反対した。また、被告は、単に原告の意見に反対するのみならず、原告を侮辱することを繰り返した。

(2) E D (勃起不全) に対する罵倒

被告は、平成13年頃、原告に対し、性交渉中に「役立たず」と大声で罵った。原告は、これを機に被告と交渉を持つ気にならなくなり、遅くとも平成15年には、原告と被告との間には、精神的にも肉体的にも夫婦としての実体がなくなった。

(3) 家事の放棄

被告は、平成19年頃から、乗馬やダンスなどの趣味に没頭し、ほとんどの家事を放棄した。被告がほとんど掃除をしないため、部屋は汚れ、異臭が漂う状態となった。また、被告は、夕食だけは作るもの、3日続けて手間のかからぬ鍋料理ということも頻発した。

(4) 以上のことから、原告と被告の婚姻関係は、平成15年以降破綻し、被告がほとんどの家事を放棄した平成19年頃以降は、外形的にも原告と被告との間には夫婦としての関わりが存在しなくなった。それでも原告は、被告との同居を続けたが、遂に耐えきれなくなり、平成24年12月1日、被告に対して離婚の意思を伝え、翌2日、家を出た。

(5) 以上によれば、原被告間の婚姻関係は、遅くとも平成19年までには完全に破綻しており、修復の余地もない。

(被告の主張)

(1) 被告が原告に対して侮蔑的、侮辱的な言動をしたことはない。

(2) 原告が結婚後数年で性的不能に陥ったため、被告が原告に対して「私のこと気に入らない?」と尋ねたり、一緒に病院に行かないかと誘ったことはあったが、「役立たず」と罵ったことは決してない。

1 (3) 被告は、平成13年頃、うつ病に罹患したが、うつ病を患っていた期間中
2 も最低限の家事はこなしていた。また、被告は、食事の準備については非常
3 に気を遣っており、毎日魚と肉の料理を作り、その日のメニューを原告と長
4 女にメールで知らせていた。

5 (4) 原告と被告は、平成24年11月まで、夫婦として一緒に食事をし、日常
6 会話も交わすなど、家族としていつもどおりの生活を送っていた。また、原
7 告と被告は、長女も含め、家族旅行や家族の誕生日祝い、結婚記念日のお祝
8 いを毎年実施してきた。

9 (5) 原告と被告の婚姻関係は、平成24年12月1日に原告が離婚を切り出す
10 まで円満であった。また、被告は、原告の感じてきた問題点を改善していくこ
11 うという気持ちを持っている。原告と被告の同居期間は約26年間もあるの
12 に対し、別居期間は1年半程度しかない。

13 以上によれば、原告と被告の婚姻関係は未だに破綻しておらず、十分修復
14 可能である。

15 第3 当裁判所の判断

16 1 原告は、離婚事由として、被告が、①原告に対して侮蔑的、侮辱的態度を繰
17 り返したこと、②平成13年頃、原告に対して「役立たず」などと大声で罵っ
18 たこと、③平成19年頃から乗馬やダンスなどの趣味に没頭し、ほとんどの家
19 事を放棄したことを挙げている。

20 2 しかしながら、被告は、原告が主張する各事由についていずれも否認しており、原告の主張を裏付けるに足りる証拠もない。

21 また、原告が主張する各事由は、原告自身も陳述書（甲1）において、妻に
22 とってみれば、ここに書いたようなことはとるに足らないエピソードの集まり
23 かもしれない旨自認しているとおり、客観的にみて婚姻を継続し難い重大な事
24 由に当たるとはいえないものも多い上、相當に古いエピソードも多い。さら
25 に、原告の陳述書（甲1）によれば、原告は、平成17年頃、椅子を叩き付け

1 て不満を爆発させたことがあったとのことであるが、それ以降は、被告が原告
2 の行動に反対することは少なくなり、原告も被告の意向にかかわらず、自分の
3 欲しい物を欲しいときに買うようにしたとのことであり（甲1），原告の主張
4 を前提としても、原告が問題視している事由の一つは既に解決している。ま
5 た、被告は、平成13年頃から平成17年頃までの間、うつ病になったほか、
6 平成23年以降、心療内科に通院するようになったため、十分に家事ができな
7 い時期があったことが認められるが（証拠<略>），被告の病状に鑑みると、こ
8 の間被告が十分に家事ができなかったとしても、やむを得ない面もある。

9 3 また、原告は、原被告間の婚姻関係は平成15年頃には破綻し、平成19年
10 頃以降は外形的にも夫婦としての関わりが存在しなくなった旨主張するが、証
11 拠（<略>）によれば、①被告は、別居する直前まで原告と同じ寝室で寝起き
12 し、原告のために夕食を作り、日常的なメールのやり取りもあったこと、②原
13 告と被告は、平成18年頃まで家族で旅行に出掛け、平成23年頃まで家族の
14 誕生日や結婚記念日を家族で祝うこともあったこと、③原告は、平成24年1
15 月1日まで被告に対して離婚を切り出したことはなく、被告との間で婚姻関
16 係を破綻させるような大きな喧嘩もなかったことなどが認められ、原告の内心
17 はともかく、平成19年以降、原被告間に夫婦としての実体がなかったとは認
18 められない。

19 4 以上に加え、原告と被告は、昭和61年5月に婚姻して以来、26年半以上
20 もの長期にわたって同居生活を続けてきたのに対し、別居期間は1年半程度し
21 かないことや、被告が、婚姻継続を強く願い、これまで原告が不満に思っていたことをそのまま受け止め、改めるべき点は改めたいと思っている旨陳述して
22 いること（証拠<略>）も併せ考慮すると、原被告間の婚姻関係は、未だ破綻し
23 ているとは認められず、原被告間に婚姻を継続し難い重大な事由があるとは認
24 められない。

25 5 以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却する。

1 【20-2-1 離婚請求事件 有責配偶者の抗弁の成否（請求棄却）】

2 <略>

3 主 文

4 1 原告の請求を棄却する。

5 2 訴訟費用は原告の負担とする。

6 事実及び理由

7 第1 請求

8 1 原告と被告とを離婚する。

9 2 原告と被告との間の長女××（平成13年10月1日生）の親権者を被告と定める。

10 第2 事案の概要

11 1 事案の要旨

12 本件は、原告が、妻である被告に対し、①民法770条1項5号に基づく離婚、②長女の親権者を被告と定める裁判を求めた事案である。

13 2 前提事実

14 (1) 原告（昭和50年10月生）と被告（昭和53年2月生）は、平成10年3月10日に婚姻し、平成13年10月1日に長女をもうけた（甲1）。

15 (2) 原告は、平成25年頃に単身家を出て以降、被告及び長女と別居している（甲14、16、乙14）。

16 3 主たる争点及びこれに関する当事者の主張

17 (1) 婚姻を継続し難い重大な事由の存否

18 (原告の主張)

19 ア 被告は、婚姻当初から度々ヒステリーを起こし、対話が成立しないことなどがあり、原告は、被告との婚姻生活にストレスを覚えるようになつた。さらに、原告は、平成20年1月、被告とBとの親密なメールのやり取りを見つけて被告とBが不貞をしたと知り、被告に対し、離婚を求め、

1 両者の婚姻関係は破綻した。それ以上離婚協議が進展しなかったのは、被
2 告が、うつ病と診断され、自殺をほのめかすなどし、まともな話ができな
3 かつたからにすぎない。

4 イ 原告は、平成24年10月頃から、被告宅に帰らなくなり、同年11月
5 頃、仲人の説得で一時帰宅し、念書を作成したものの、平成25年7月以
6 降は、原告の実家で居住するようになった。

7 ウ したがって、原告と被告には、婚姻を継続し難い重大な事由がある。

8 (被告の主張)

9 否認し、争う。被告は、不貞をしておらず、原告が虚偽のメールを作出し
10 たにすぎない。原告と被告の婚姻関係は、原告が念書を作成した平成24年
11 11月13日時点でも破綻していなかった。原告が家を出たのは、同月末頃
12 である。

13 (2) 有責配偶者の抗弁の成否

14 (被告の主張)

15 原告は、婚姻関係破綻前の平成23年頃からAと不貞行為に及んだ有責配偶者であるから、原告からの離婚請求は認められない。

16 (原告の主張)

17 否認し、争う。原告と被告の婚姻関係は、被告とBとの不貞が発覚した平成20年1月頃の時点で既に破綻していた。

18 第3 当裁判所の判断

19 1 争点(1) (婚姻を継続し難い重大な事由の存否)について

20 証拠（略）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、①婚姻後まもなく、テレクラに通い、被告にもうしないと約束したにもかかわらず、その後もテレクラや出会い系サイトを利用したことがあったこと、②少なくとも平成23年10月3日と同年11月5日の2回にわたり、Aとラブホテルに入ったことがあります、平成24年11月にも、Aと路上でキスしているところを探偵業

1 者に目撃されたこと、③同年10月頃から外泊がちとなり、平成25年2月
2 頃以降は、被告と別居していること、④遅くとも別居後は、一貫して離婚を
3 求めていることなどが認められ、被告との関係修復の目処は見当たらない。

4 以上からすると、被告がなお離婚を争っていることなどを考慮しても、現
5 時点では、原告と被告との婚姻関係は客観的には破綻しており、婚姻を継続
6 し難い重大な事由があると認められる。【注1】

7 2 爭点(2)（有責配偶者の抗弁の成否）について

8 (1) 前記認定の事実に照らせば、原告は、遅くとも平成23年10月頃から
9 Aと不貞関係となり、平成24年10月頃から外泊がちとなり、平成25
10 年2月頃以降、被告と別居しており、原告は、主として上記一連の行為に
11 より婚姻関係を破綻させた有責配偶者と認められる。

12 (2) これに対し、原告は、平成20年1月に被告の不貞行為が発覚した時点
13 で、被告との婚姻関係は破綻していたと主張し、これに沿う供述をする。

14 【注1】

15 しかしながら、証拠（略）によれば、被告が、平成20年1月頃、B
16 と親しくメールをしたり、食事を共にしたりした事実は認められるが、こ
17 れを超えて、被告がBとの間で不貞行為に及んだと認めるに足りる証拠は
18 ない。

19 加えて、原告は、①それ以前に、テレクラや出会い系サイトの利用によ
20 り被告の不信を招いたことがありながら、被告との婚姻生活を継続してい
21 た上（証拠略）、②平成20年1月頃以降も、少なくとも平成24年1
22 月頃まで4年近く、被告と同居を続け、③被告や長女と、平成22年夏
23 頃には遊園地に、平成23年2月頃には動物園に、平成24年頃にも親戚
24 の結婚式に共に行くなどしている（証拠略）。また、原告は、④同年1
25 月13日には、被告の母から相談を受けた仲人の説得もあったとはい
26 え、帰宅することを約束する念書を被告あてに作成し、少なくとも平成2

1 5年1月頃までは、短時間でも時々帰宅していた上（証拠<略>），⑤平成
2 26年2月にも、被告の求めに応じて誕生日に贈り物をしている（証拠<略>）。これらの事情も考慮すると、原告の内心はともかく、原告がAと不貞
3 関係を持つようになった平成23年秋頃より前に、原告と被告との婚姻関
4 係が、客観的にみて著しく修復困難な程度に破綻していたとは認め難い。
5

6

7 (3) なお、原告は、仮に原告が有責配偶者であるとしても離婚請求が信義則
8 に反しないとも主張する。しかし、原告と被告との同居期間は14年以上
9 に及ぶのに対し、別居期間は口頭弁論終結時で3年にも満たず、別居期間が
10 両当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及んでいると
11 はいえない。また、原告と被告との間には、未成熟の子として14歳の長女
12 がいる。【注2】

13

14 (4) したがって、有責配偶者である原告による離婚請求は、信義則に反し、許
15 されないというべきである（最高裁昭和62年9月2日判決・民集41巻6
号1423頁参照）。

16

17 3 以上によれば、その余について判断するまでもなく、原告の請求は理由がな
いから棄却する。

18

（略）

【注1】離婚原因の存否については、口頭弁論終結時で破綻しているかが問題であるから、必ずしも破綻時期を認定する必要はない。これに対し、有責配偶者（破綻につき専ら又は主として責任のある配偶者）の抗弁の成否については、原告の有責行為と破綻時期の先後の認定を要する場合がある。

【注2】有責配偶者の抗弁の成否の判断枠組みにつき、昭和62年度最判解説540頁以下、LPS離婚訴訟127頁以下参照。

19

20

【20-2-2 縛婚請求事件 有責配偶者の抗弁の成否（認容例）】

〈略〉

主文

4 1 原告と被告とを離婚する。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

理由

7 第1 請求

8

主文同旨

9 第2 事案の概要

10 本件は、原告が、妻である被告に対し、原告と被告との婚姻関係は破綻して
11 いると主張して、民法770条1項5号に基づき、離婚を求めた事案である。

12 被告は、原告は有責配偶者であり、その離婚請求は信義則に照らして許され
13 ないと主張して、これを争っている。

14 第3 当裁判所の判断

15 1 認定事実

16 証拠（（略））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

17 (1) 原告（昭和25年1月生）と被告（昭和30年5月生）は、昭和49年3
18 月9日、婚姻し、昭和51年1月3日に長女を、昭和57年8月1日に長男
19 をもうけた。

(2) 原告は、平成6年頃、Aと肉体関係を持ち、平成7年5月1日、被告宅を
出て以来、19年以上、被告及び子らと別居している。

(3) 原告は、別居以降、被告と子らの生活費、教育費をすべて負担してきた。

原告は、子らがいずれも大学を卒業後に就職し、独立して生計を営むようになった後も、現在まで、被告に対し、生活費として毎月30万円を支払うなどしている。

1 (4) 被告は、平成21年6月18日、埼玉県内に土地建物（固定資産税評価額
2 約1000万円相当）を単独で相続し、現在これを所有している。

3 (5) 原告は、平成22年頃から、別の女性と交際を開始し、現在、同人と同居
4 している。

5 (6) 原告は、子らがいずれも独立したことを機に、平成25年8月、被告に対
6 し、離婚調停を申し立て、離婚給付金として2000万円の支払を申し出た
7 が、被告はこれに応じず、調停不成立に終わった。

8 2 婚姻を継続し難い重大な事由の存否について

9 以上認定のとおり、原告と被告との別居期間が19年以上に及んでいるこ
10 と、原告が現在女性と同居していることなどに照らせば、現時点では原告と被
11 告との婚姻関係が破綻しており、婚姻を継続し難い重大な事由があることは明
12 らかである。

13 3 有責配偶者の抗弁の成否について

14 (1) 以上の認定事実に証拠（原告本人、被告本人）及び弁論の全趣旨を総合
15 すると、原告と被告との婚姻関係は、原告の不貞を主な原因として破たん
16 したものであり、原告は婚姻関係の破たんについて専ら又は主として責任
17 を有する有責配偶者であると認められる。これに対し、原告は、被告の暴
18 力が著しかったなどと主張するが、これを認めるに足りる証拠はなく、結
19 論を左右しない。

20 (2) そこで、原告の離婚請求が信義則に照らして許されないものかを検討す
21 る。

22 【注1】

23 前記のとおり、①原告と被告との別居期間が19年以上と相当長期間に及
24 んでおり、②子らはいずれも社会人として独立している。③他に被告が離婚
25 により精神的、社会的、経済的に極めて苛酷な状態におかれるなど離婚請求
26 を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情が存在

1 すると認めるに足りる証拠がなく、かえって、原告が長年にわたり被告と子
2 らの生活費等を負担してきたこと、被告が約1000万円の価値を有する土
3 地建物を所有していること、原告が離婚賠償金として2000万円の支払の
4 申出をしていることなどを考慮すると、原告は有責配偶者ではあるものの、
5 その離婚請求が信義則に照らして許されないものとはいえない。【注2】

6 これに対し、被告は、昭和61年頃、原告に殴られたために左眼の視力が
7 著しく低下したと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。離婚に伴
8 う被告の精神的苦痛や経済的不利益は、別途、財産分与又は慰謝料により解
9 決されるべきものであり、離婚請求を棄却すべき特段の事情とまではいえない。
10 その他被告は種々主張するが、いずれも結論を左右しない。

11 4 結論

12 以上によれば、原告の請求は理由がある。よって、参与員の意見を聴いた
13 上、

14 主文のとおり判決する。【注3】

15 〈略〉

【注1】適用に先立ち、最高裁昭和62年判決中、有責配偶者からの離婚請求が認められる場合のいわゆる3要件の判示部分を引用する例もある。

【注2】同居期間や年齢と対比するまでもなく相当の長期間と評価し得る例につき
昭和62年度最判解説584頁、LPS離婚訴訟135頁

【注3】参与員の意見を聴いた場合の記載例。

【21-1】基本形

平成26年(家木)第××号

(別紙)

婚姻関係財産一覧表

原告名義の資産・負債(基準時・平成22年3月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由
1	不動産									
1-1	○○県○○町○○番の土地持分2分の1	¥0 甲1～ 3		原告が相続した財産であり、原告の特有財産	¥8,000,000 乙6			¥0 甲1～ 3		原告が相続した財産であり、原告の特有財産
2	預貯金									
2-1	金融機関名 種目・口座番号	¥120,931 甲4			¥120,931 甲4			¥120,931 甲4		
2-2	00銀行00支店 普通預金00000000	¥300,000 甲4		基準日残高130万円のうち100万円は、婚姻前からの預金であり、原告の特有財産	¥1,300,000 甲4			¥1,300,000 甲4		婚姻前からの預金を原資とする旨認めるに足りる証拠はない
3	生命保険									
3-1	保険会社 種別・証券番号									
3-1-1	00共済 個人年金 00000000号	¥1,000,000 甲5			¥1,000,000 甲5			¥1,000,000 甲5		
4	負債									
4-1	金融機関名	¥-700,000 甲6			¥-700,000 甲6			¥-700,000 甲6		
原告名義の資産・負債の合計		¥720,931			¥9,720,931			¥1,720,931		

被告名義の資産・負債(基準時・平成22年3月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由
1	不動産									
1-1	○○県○○市○○丁目×番地の区分所有建物	¥24,000,000 甲5			¥20,000,000 乙3			¥22,000,000 甲5,乙3		各査定額(甲5,乙3)の平均
2	預貯金									
2-1	金融機関名 種目・口座番号	¥130,956 乙4			¥130,956 乙4			¥130,956 乙4		
2-2	00銀行00支店 普通預金00000000	¥900,000 乙5			¥0 乙5,6	婚姻前からの預金であり、被告の特有財産		¥0 乙5,6		婚姻前からの預金であり、被告の特有財産
3	生命保険									
3-1	保険会社 種別・証券番号									
3-1-1	00生命保険 終身保険 0000000号	¥2,300,000 乙7			¥2,300,000 乙7			¥2,300,000 乙7		
4	退職金									
4-1	会社名:株式会社○○ 入社:平成○○年○月	¥6,400,000 乙8		別居時退職金1600万円＊婚姻(同居)期間8年÷就労期間20年	¥6,400,000 乙8		別居時退職金1600万円＊婚姻(同居)期間8年÷就労期間20年	¥6,400,000 乙8		別居時退職金1600万円＊婚姻(同居)期間8年÷就労期間20年
5	株式									
5-1	銘柄 数量									
5-1-1	○○商事 100株	¥560,000 乙9			¥560,000 乙9			¥560,000 乙9		
5-2	○○電力 250株	¥2,500,000 乙10,11			¥0 乙10,11,15,16	被告が父から贈与を受けた財産を原資としており、被告の特有財産		¥2,500,000 乙10,11		父からの贈与財産を原資とする旨認めるに足りる証拠はない。
6	負債									
6-1	金融機関名	¥-18,000,000 乙12			¥-18,000,000 乙12			¥-18,000,000 乙12		
被告名義の資産・負債の合計		¥18,790,956			¥11,390,956			¥15,890,956		
原告名義・被告名義の資産・負債の合計		¥19,511,887			¥21,111,887			¥17,611,887		
双方の資産・負債の合計の2分の1		¥9,755,944			¥10,555,944			¥8,805,944		
上記2分の1と原告名義の資産・負債の差額		¥9,035,013			¥835,013			¥7,085,013		

【21-3-1】特有財産部分に争いがある場合一不動産（案1：現在の名義を基準に分与対象財産を整理した後、原告名義持分の移転に伴う清算額を算定する場合）

平成〇〇年(家木)第〇〇号

(別紙)

婚姻関係財産一覧表

原告名義の資産・負債(基準時・平成16年1月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由	原告取得額	被告取得額
1	不動産											
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1	¥15,200,000	甲3～6	不動産現在額3800万円×持分1/2=3800万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)	¥17,000,000	乙3	不動産現在額3400万円×持分1/2。原告特有財産部分は不知。	¥14,400,000	甲3～6,乙3	不動産現在額3600万円(甲3,乙3の平均値)×持分1/2=3600万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)	¥0	¥14,400,000
2	預貯金											
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金00000000	¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	¥0
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金00000000	¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	¥0
原告名義の資産・負債の合計		¥18,200,000			¥20,000,000			¥17,400,000			¥3,000,000	¥14,400,000

被告名義の資産・負債(基準時・平成16年1月1日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	原告備考	被告主張額	被告証拠	被告備考	認定額	認定証拠	認定理由	原告取得額	被告取得額
1	不動産											
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1	¥19,000,000	甲3	不動産現在額3800万円×持分1/2。被告特有財産部分は不知。	¥14,960,000	乙3,8,9	不動産現在額3400万円×持分1/2=3400万円×(婚前預金からの被告出資額300万円÷購入価額5000万円)	¥15,840,000	甲3,乙3,8,9	不動産現在額3600万円(甲3,乙3の平均値)×持分1/2=3600万円×(婚前預金からの被告出資額300万円÷購入価額5000万円)		¥15,840,000
2	預貯金											¥0
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金00000000	¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金00000000	¥3,000,000	乙5		¥3,000,000	乙5		¥3,000,000	乙5		¥3,000,000	
3	生命保険											
3-1	〇〇生命保険 終身保険 0000000号	¥2,000,000	乙7		¥2,000,000	乙7		¥2,000,000	乙7		¥2,000,000	
5	負債											
6-1	〇〇銀行〇〇支店 1-1の建物の住宅ローン	¥-15,240,000	乙10		¥-15,240,000	乙10		¥-15,240,000	乙10		¥-15,240,000	
被告名義の資産・負債の合計		¥9,760,000			¥5,720,000			¥6,600,000			¥0	¥6,600,000
原告名義・被告名義の資産・負債の合計		¥27,960,000			¥25,720,000			¥24,000,000				

<原告持分1-1を被告に移転した場合>

原告が取得する分与対象財産額	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000
被告が取得する分与対象財産額	¥24,960,000	¥22,720,000	¥21,000,000	¥21,000,000	¥21,000,000
双方の資産・負債の合計の2分の1	¥13,980,000	¥12,860,000	¥12,000,000	¥12,000,000	¥12,000,000
上記2分の1と原告取得分与対象財産額との差額	¥10,980,000	¥9,860,000	¥9,000,000	¥9,000,000	¥9,000,000
原告持分1-1中特有財産部分の譲渡額	¥3,800,000	3800万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)	¥0	原告特有財産部分は不知	¥3,600,000
清算額	¥14,780,000	¥9,860,000	¥12,600,000	¥12,600,000	¥-12,600,000

【21-3-1】特有財産部分に争いがある場合一不動産（案2：当初から原告名義持分の移転後を前提に各当事者の取得財産額と清算額を算定する例）

平成〇〇年(家木)第〇〇号

(別紙)

婚姻関係財産一覧表

原告取得の資産・負債（基準時・平成16年1月1日）

番号	項目	原告主張額	原告 証拠	原告備考	被告主張額	被告 証拠	被告備考	認定額	認定 証拠	認定理由
2	預貯金									
	金融機関名 種目・口座番号									
2-1	00銀行00支店 普通預金00000000	¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	甲7		¥1,000,000	甲7	
2-2	00銀行00支店 定期預金00000000	¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	甲7	
原告取得の資産・負債の合計		¥3,000,000			¥3,000,000			¥3,000,000		

被告取得の資産・負債（基準時・平成16年1月1日）

番号	項目	原告主張額	原告 証拠	原告備考	被告主張額	被告 証拠	被告備考	認定額	認定 証拠	認定理由
1	不動産									
1-1	○○県○○町○○番の区分所有建物持分2分の1(原告名義)	¥15,200,000	甲3～6	不動産現在額3800万円×持分1/2-3800万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)	¥17,000,000	乙3	不動産現在額3400万円×持分1/2。原告特有財産部分は不知。	¥14,400,000	甲3～6,乙3	不動産現在額3600万円×持分1/2-3600万円×(相続財産からの原告出資額500万円÷購入価額5000万円)
1-1	○○県○○町○○番の区分所有建物持分2分の1(被告名義)	¥19,000,000	甲3	不動産現在額3800万円×持分1/2。被告特有財産部分は不知。	¥14,960,000	乙3,8,9	不動産現在額3400万円×持分1/2-3400万円×(婚姻前預金からの被告出資額300万円÷購入価額5000万円)	¥15,840,000	甲3,乙3,8,9	不動産現在額3600万円×持分1/2-3600万円×(婚姻前預金からの被告出資額300万円÷購入価額5000万円)

2	預貯金									
	金融機関名 種目・口座番号									
2-1	00銀行00支店 普通預金00000000	¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	乙4		¥1,000,000	乙4	
2-2	00銀行00支店 定期預金00000000	¥3,000,000	乙5		¥3,000,000	乙5		¥3,000,000	乙5	

3	生命保険									
	保険会社 種別・証券番号									
3-1	00生命保険 終身保険 0000000号	¥2,000,000	乙7		¥2,000,000	乙7		¥2,000,000	乙7	

5	負債									
	金融機関名									
6-1	00銀行00支店 1-1の建物の住宅ローン	¥-15,240,000	乙10		¥-15,240,000	乙10		¥-15,240,000	乙10	

被告取得の資産・負債の合計	¥24,960,000				¥22,720,000			¥21,000,000		
---------------	-------------	--	--	--	-------------	--	--	-------------	--	--

原告取得・被告取得の資産・負債の合計	¥27,960,000				¥25,720,000			¥24,000,000		
--------------------	-------------	--	--	--	-------------	--	--	-------------	--	--

双方の資産・負債の合計の2分の1	¥13,980,000				¥12,860,000			¥12,000,000		
------------------	-------------	--	--	--	-------------	--	--	-------------	--	--

上記2分の1と原告取得分与対象財産額との差額	¥10,980,000				¥9,860,000			¥9,000,000		
------------------------	-------------	--	--	--	------------	--	--	------------	--	--

原告持分中特有財産部分の譲渡額	¥3,800,000				¥0			原告特有財産部分は不知	¥3,600,000	
-----------------	------------	--	--	--	----	--	--	-------------	------------	--

清算額	¥14,780,000				¥9,860,000			¥12,600,000		
-----	-------------	--	--	--	------------	--	--	-------------	--	--

【21-5-1】不動産の分与が問題となる事案(不動産ローンの引受けが問題とならない事案)

平成〇〇年(家木)第〇〇号

(別紙)

婚姻関係財産一覧表

原告名義の資産・負債(基準時・平成20年1月5日)

番号	項目	原告主張額	被告主張額	認定額	認定証拠	補足説明	原告取得額	被告取得額
1	不動産							
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1	¥20,000,000	¥20,000,000	¥20,000,000	甲3, 4	不動産現在額4000万円×持分1/2	¥0	¥20,000,000
2	預貯金							
	金融機関名 種目・口座番号							
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金00000000	¥2,000,000	¥2,000,000	¥2,000,000	甲7		¥2,000,000	¥0
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金00000000	¥8,000,000	¥8,000,000	¥8,000,000	甲7		¥8,000,000	¥0
原告名義の資産・負債の合計		¥30,000,000	¥30,000,000	¥30,000,000			¥10,000,000	¥20,000,000

被告名義の資産・負債(基準時・平成20年1月5日)

番号	項目	原告主張額	被告主張額	認定額	認定証拠	補足説明	原告取得額	被告取得額
1	不動産							
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分2分の1	¥20,000,000	¥20,000,000	¥20,000,000	甲3, 4	不動産現在額4000万円×持分1/2		¥20,000,000
2	預貯金							¥0
	金融機関名 種目・口座番号							
2-1	〇〇銀行〇〇支店 普通預金00000000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	乙4			¥1,000,000
2-2	〇〇銀行〇〇支店 定期預金00000000	¥9,000,000	¥9,000,000	¥9,000,000	乙4			¥9,000,000
2-3	〇〇銀行〇〇支店 定期預金00000000	¥20,000,000	¥20,000,000	¥20,000,000	乙5			¥20,000,000
3	負債							
	金融機関名							
3-1	〇〇銀行〇〇支店 1-1の建物の住宅ローン	¥-10,000,000	¥-10,000,000	¥-10,000,000	乙10			¥-10,000,000
被告名義の資産・負債の合計		¥40,000,000	¥40,000,000	¥40,000,000			¥0	¥40,000,000
原告名義・被告名義の資産・負債の合計		¥70,000,000	¥70,000,000	¥70,000,000			¥10,000,000	¥60,000,000
双方の資産・負債の合計の2分の1		¥35,000,000	¥35,000,000	¥35,000,000			¥35,000,000	¥35,000,000
上記2分の1と原告名義資産・負債との差額		¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000			¥25,000,000	¥-25,000,000
原告1-1の代償金額		¥20,000,000	¥20,000,000	¥20,000,000			¥-20,000,000	¥20,000,000
代償金以外の精算額		¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000			¥5,000,000	¥-5,000,000

【21-5-2】不動産の分与が問題となる事案(不動産ローンの引受けが問題となる事案)

平成〇〇年(家木)第〇〇号

(別紙)

婚姻関係財産一覧表

原告名義の資産・負債(基準時・平成20年1月5日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	被告主張額	被告証拠	認定額	認定証拠	補足説明
1	不動産							
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分1分の6	¥5,000,000	甲3, 4	¥5,000,000	甲3, 4	¥5,000,000	甲3, 4	不動産現在額3000万円×持分1/6
2	預貯金							
	金融機関名 種目・口座番号							
2-1	00銀行00支店 普通預金00000000	¥1,000,000	甲7	¥1,000,000	甲7	¥1,000,000	甲7	
原告名義の資産・負債の合計		¥6,000,000		¥6,000,000		¥6,000,000		

被告名義の資産・負債(基準時・平成20年1月5日)

番号	項目	原告主張額	原告証拠	被告主張額	被告証拠	認定額	認定証拠	補足説明
1	不動産							
1-1	〇〇県〇〇町〇〇番の区分所有建物持分5分の6	¥25,000,000	甲3, 4	¥25,000,000	甲3, 4	¥25,000,000	甲3, 4	不動産現在額3000万円×持分5/6
2	預貯金							
	金融機関名 種目・口座番号							
2-1	00銀行00支店 普通預金00000000	¥1,000,000	乙4	¥1,000,000	乙4	¥1,000,000	乙4	
2-2	00銀行00支店 定期預金00000000	¥3,000,000	乙4	¥3,000,000	乙4	¥3,000,000	乙4	
3	負債							
	金融機関名							
3-1	00銀行00支店 1-1の建物の住宅ローン	¥-15,000,000	乙10	¥-15,000,000	乙10	¥-15,000,000	乙10	
被告名義の資産・負債の合計		¥14,000,000		¥14,000,000		¥14,000,000		
原告名義・被告名義の資産・負債の合計		¥20,000,000		¥20,000,000		¥20,000,000		
双方の資産・負債の合計の2分の1		¥10,000,000		¥10,000,000		¥10,000,000		
上記2分の1と原告名義資産・負債との差額		¥4,000,000		¥4,000,000		¥4,000,000		